

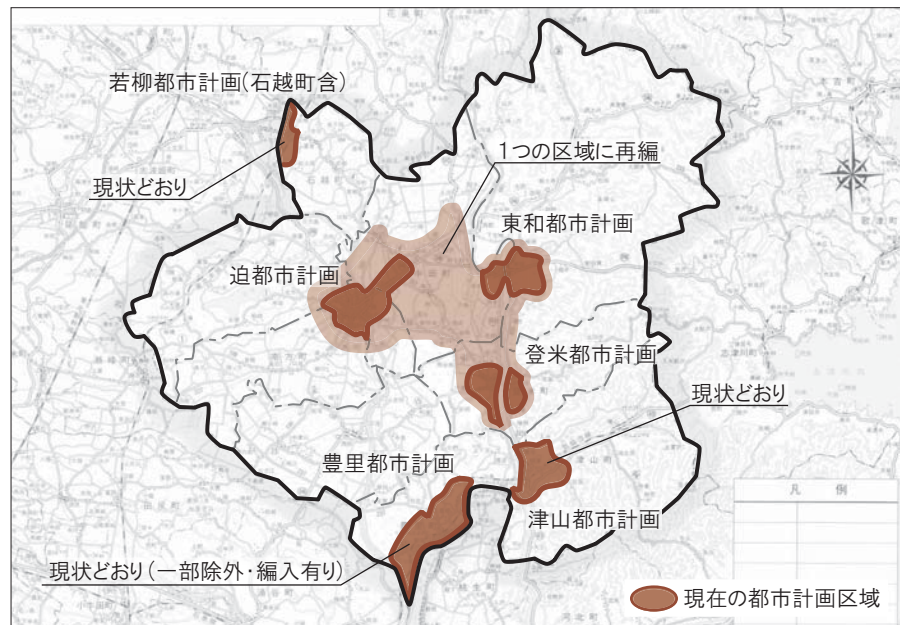
平成21年度末を目標に、都市計画区域を再編します

現在、登米市の都市計画区域は、迫都市計画区域のほか、南方町と米山町を除く7町で6つの区域を指定しています。

合併によって誕生した市や町の都市計画区域は、基本的に一つの区域を指定することが望ましいとされており、また、平成20年3月に策定した「登米市都市計画マスタープラン」で描く将来構想を実現する上で、本市のまちづくりについて、具体的な検討が必要となりました。

このことから、市では、平成19年度に都市計画見直しに係る基礎調査を実施し、点在する都市計画区域を再編するための原案を作成しました。

■都市計画区域見直し原案のイメージ図



■現在の都市計画と見直し案との比較

現在の都市計画区域			見直しの原案		
名称	構成する地域	おおむねの面積 (ha)	区域	おおむねの面積 (ha)	名称
迫都市計画区域	迫・中田町の一部	899	南方町の一部を含め、一つに再編	7,200	とめ都市計画区域
登米都市計画区域	登米町の一部	539			
東和都市計画区域	東和・中田町の一部	532	現状どおり	950	
豊里都市計画区域	豊里町の一部	966	現状どおり	600	
津山都市計画区域	津山町の一部	600	現状どおり	144	若柳都市計画区域
若柳都市計画区域	石越町(若柳町)の一部	144	現状どおり		

※若柳都市計画区域の欄に記載している面積は、石越町対象分です。
 ※豊里都市計画区域は、一部除外する個所と拡大する個所を想定しています。

【市街地を維持、集落・農地は保全】

次の基本的な考えにより見直しを行います。

- ◆市街地＝現状を維持しながら、土地利用を適切に誘導します。
- ◆集落・農業用地＝無秩序な市街地の拡大や開発を抑制するため、都市計画の観点からも保全します。

【都市計画区域が指定されたことによる影響】

建物を建てる際に、建築可能な面積の割合が定められることや、道路へ接していなければならぬなどの制限が生じます。

【説明会などの開催を予定】

今後は、この原案をもとに市民皆さんとの意見調整を行うため、説明会などの開催を予定しています。詳細については、広報および市ホームページなどを通じてお知らせします。

また、都市計画見直しに関する情報なども随時お知らせしていきます。

【問い合わせ】 建設部都市計画課 都市計画係 ☎ 0220 (34) 2446

都市計画区域とは？

都市計画区域は、自然や社会条件、人口、土地利用、交通量などの現況と推移から、一体的に整備・開発または保全を図る必要がある地域において、宅地、道路、公園、下水道などを適切に配置し、総合的にまちづくりを行う区域です。

るるばパソコン講習会 受講生募集

南方住民情報センター「るるば」では、市民のIT技術向上を目的としてパソコン講座を開催します。興味のある人はぜひご参加ください。

◆インターネット&メール講座

【日時】 9月24日(水)～26日(金) 午後7時～9時

【受講資格】 市内に在住または勤務している人で、入門講習を受講した人または同程度の知識のある人
 【内容】 ホームページの閲覧、電子メールの送受信、セキュリティ、利用のマナー、インターネットの注意点などについて学習します。

【定員】 18人(先着順)

【参加費】 1,000円程度(テキスト代)

【受け付け】 9月10日(水)

午前10時から電話受け付け開始

【申し込み・問い合わせ】

南方住民情報センター「るるば」
 ☎ 0220 (58) 5557

就学時健康診断

平成21年度小学校入学予定の児童を対象に、就学時健康診断を実施します。対象児童の保護者には、個別に通知します。

【就学時健康診断日程】

月日	会場	対象地区
10月8日(水)	迫公民館	迫町
10月9日(木)	中津山公民館	米山町 南方町
10月16日(木)	登米公民館	豊里町 登米町 津山町
10月23日(木)	中田農村環境改善センター	石越町 中田町 東和町

【時間】 午後1時30分～

※受け付けは午後0時50分から

【診断科目】

内科・眼科・耳鼻科・歯科

【問い合わせ】

教育委員会学校教育課 学事係
 ☎ 0220 (34) 2679

第8回博物館お月見会 ギター弾き語りの夕べ

毎年恒例のお月見会。今年はブラジルの音楽「ボサノバ」を楽しむ企画です。月夜に響くギターの弾き語りをお楽しみください。

【日時】 10月4日(土)

午後6時30分開演(6時開場)

【場所】

旧巨理邸(市歴史博物館敷地内)

【演奏者】

小泉やよいさん、菅野拓也さん

【参加費】 一般=500円、高校生以下=300円

※友の会会員は割引有り

【定員】 80人(先着順)

【申込方法】 直接または電話

【申込期間】 9月2日(火)～30日

(火)の午前8時30分～午後5時

※月曜日は除く

【申し込み・問い合わせ】

歴史博物館
 ☎ 0220 (21) 5411

『市内AED設置施設マップ』作成へご協力を

市では、平成18年度から20年度まで、市内の全小・中学校および公民館など53カ所の施設にAED(自動体外式除細動器)を設置しました。

これは、施設利用者の救急救命はもとより、施設周辺地域の住民が使用することも視野に入れて設置しているものです。

また、近年市内では、医療機関や企業などでも独自に設置している状況でもあり、市内には相当数のAEDが設置されているものと思われます。

市では、『市内AED設置施設マップ』を作成し、市ホームページで周知する予定です。

現在、AEDを設置している市内医療機関や企業などで、設置施設周辺地域でも使用が可能である場合は、『市内AED設置施設マップ』に掲載させていただきたいと思っております。ご協力いただける場合は、AED設置情報をご提供くださるようお願いいたします。

【連絡方法】 電話、電子メール、ファクシミリ、郵送

【連絡内容】 設置施設の名称、住所、電話番号、周辺地域などでのAED利用可能時間

【第1回連絡期限】 9月30日(火)

※以降、連絡があれば適宜ホームページを更新します。

【連絡先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係
 〒987-0401
 登米市南方町新高石浦130番地
 ☎ 0220 (58) 2116 FAX 0220 (58) 3345
 ✉ kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

○AED例(このほかにも、いろいろなタイプがあります)

【設置ケース】



【AED本体】

